

1       を考慮しながら整備するとしていることを踏まえ、へき地医療拠点病院など  
2       周辺に紹介・逆紹介先がないような病院であっても、その地域の実情に応じ  
3       た地域医療の支援を担い地域連携を実施している医療機関が承認を得られる  
4       よう、紹介・逆紹介率に係る要件を含め、そのあり方について、引き続き検  
5       討が必要である。

- 6       ○ その際、「地域における医療の確保のために必要な支援」を行う医療機関  
7       という位置付けにふさわしい機能を現に発揮しているかという観点も持つ  
8       つ、医療計画制度の見直しにおける医療連携体制の構築との関係をも踏まえ  
9       た検討も必要と考えられる。
- 10      ○ 特定機能病院制度については、その承認を受けている病院であっても必ず  
11      しも病院全体として高度な医療を提供しているとは限らないこと、また、行  
12      っている医療の内容に照らし、特定機能病院という名称が患者・国民にとっ  
13      てわかりづらいという問題点の指摘もあり、承認要件や名称を含めた特定機  
14      能病院制度のあり方について、引き続き検討が必要である。
- 15      ○ その際、地域の医療連携体制を支える高度な医療機能を有する病院との関  
16      係や、専門的な医療を提供するとともに一定の領域に係る専門医の養成・確  
17      保等に関わる医療機関との関係にも留意することが必要である。

19       (3-4) 医療施設の人員及び構造に係る基準や規制等のあり方

- 20      ○ 医療機関が人員配置状況などの正確な情報を公開すること、例えば1.に  
21      前述した都道府県による医療施設情報の集積、公表が円滑に行われ、患者・  
22      国民が必要な情報をわかりやすく得られる環境の整備等がなされるのであれば、  
23      人員配置標準について、これを緩和するなど廃止を含めた見直しも考え  
24      られる。
- 25      ○ しかし、現状においては上記のような環境が整っていないことから、直ち  
26      に人員配置標準を廃止したり一律に緩和することは困難である。情報の開示  
27      を含めた医療の安全や質の確保を担保できる別の方策との組み合わせによ  
28      り、何らかの見直しを行うことが可能かどうか、今後の課題として検討が必  
29      要である。
- 30      ○ 医療機関における人員の配置標準のあり方に関して指摘されている、医療  
31      の質の向上や医療安全、医療の高度化等に対応する観点から、病院薬剤師や  
32      看護職員等に関し、夜間帯の体制確保も考慮しての人員配置標準を充実させ  
33      ることについて、また、病院における外来患者に基づく医師数の規定の必要